

2 多子子第 3 5 1 号
令和 2 年 5 月 2 6 日

市内 認可保育園
小規模保育事業所
家庭的保育事業所
事業所内保育事業所
認定こども園
認証保育所
一時・定期利用保育
病児・病後児保育 施設長各位

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

緊急事態宣言解除に伴う市内認可保育園等の
今後の取り扱いについて（施設管理者の方へ）

日頃より、本市の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

市内の各保育園等を運営する皆様におかれましては、現在、市より施設利用者に対し登園自粛のお願いをしており、感染症対策に最大限の注意を払いながら、利用者の家庭状況にも寄り添いご対応していただいていることに感謝申し上げます。また、現時点で保育園等において新型コロナウイルス感染症の発症の事実がないことに重ねてお礼申し上げます。

この度、国の緊急事態宣言が解除となったことにより、本来の施設の姿に戻し、新たな日常をスタートさせていくこととなります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の第二波も懸念されており、引き続き最大限の感染症対策を講じる必要があります。また、様々な就労形態の保護者がいる中、雇用者側も短い期間での労働環境の変化に対応していくことが困難であることが予想されます。そこで、各施設の利用者が利用方法についての選択肢を持ちながら、施設においても感染症対策を講じることができるよう、徐々に保育の規模を戻していくことを目的として6月1日以降の対応を下記の通りといたしますのでご協力をお願いいたします。

記

1 登園自粛要請を6月30日まで延長することについて

現在、令和2年5月31日（日）まで保護者の皆様に要請している利用の抑制を主な目的としたものではなく、徐々に登園者数を増やしていくことにより感染を防ぐことが必要な

ことから、引き続き登園を控えていただくご家庭、また職場等の事情により、本人の意思と関係なく復帰もしくは出勤できない場合において、利用者負担額（保育料）の日割りの返還ができるよう現在依頼している登園自粛期間中の各種取り扱いについて別紙1～3の通り、6月30日（火）まで延長いたします。

※なお今後東京都による「東京アラート」の発動等により、再度行動制限等が要請された場合は、改めてその扱いをお知らせいたします。

2 保育園等を運営する皆様へのお願い

- (1) 今回行う6月末までの登園自粛期間の延長は、利用者の行動を抑制することを目的としたものではなく、利用者の就労等の状況に柔軟に対応することを目的としたものであることに留意し、運営をしてください。
- (2) 保育施設自体が集団生活を行う、いわゆる3密にあたる空間であることから、引き続き感染症対策の徹底をお願いいたします。また、妊婦や家族の介護等、罹患した場合の周囲への影響が深刻な職員には特別休暇を講じる等、罹患リスクによる影響を鑑みた柔軟な配慮をお願いいたします。
- (3) 今後も長期間登園されないお子さんがいる場合、ご家庭へのコミュニケーション等の配慮をお願いいたします。

3 今回の方針に伴う、認定・保育料等の取り扱いについて

- (1) 認可保育園等をご利用している方は別紙1を参照してください。
- (2) 認証保育所をご利用している方は別紙2を参照してください。
- (3) 定期利用保育をご利用している方は別紙3を参照してください。

問い合わせ

多摩市子ども青少年部子育て支援課
計画推進・保育担当

電話：042-338-6850